

令和7年1月第143回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和7年1月17日（金）

○開会年月日 令和7年1月17日（金）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	7 番	菊 地	幸 雄 君
8 番	泉	浩 壽 君	9 番	大 木	雄 君
10 番	山 本	徹 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	林	博 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君
保健福祉課長	上 野 昌 宏 君	町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君
教 育 長	林 純 司 君	自治・学習課長	福 見 光 生 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前 野 良 二 君	書 記	本 田 紳太郎 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和7年1月17日

会期

1日間

至 令和7年1月17日

日程第 3 議員辞職の件

日程第 4 招集あいさつ

日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第 6 議認第 1号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 1 号 第 1 1 3 号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約について

○本日の会議に付した事件
日程第1から日程第7まで

午前 11時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。
○議長（久保美博君） ただ今から、第143回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、総務課長及び各課長の4名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本徹議員、12番、下野安彦議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催した議会運営委員会において協議され、本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第1号）」のとおりであります。

日程第 3 議員辞職の件

○議長（久保美博君） 「日程第3 議員辞職の報告」を行います。閉会中の令和6年12月27日、森永和夫議員から辞職願の提出があり、地方自治法第126条の規定により、議長において、令和6年12月31日に議員辞職を許可することを本人へ通知しましたので

ご報告いたします。

日程第 4 招集あいさつ

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第143回令和7年1月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新しい年を迎え、町民の皆さまの健康を心よりお祈り申し上げますとともに、希望に満ちた活力ある一年となるよう、心から願っております。

寒さが一段と厳しさを増すなか、昨年12月25日には、ソルファオダスキーゲレンデがオープンいたしました。しかしながら、国内のスキー場を取り巻く環境は依然として厳しく、スキー人口は1998年の1800万人をピークに減り続け、2020年にはピーク時の約4分の1にまで減少しております。このようななか、愛媛県では県内のスキー場をPRし、インバウンドを含む観光客を誘致するため、プロモーション動画を作成し、県の公式YouTubeチャンネルで公開していただいております。

県内3つのスキー場のうち、ソルファオダスキーゲレンデ編では、中村知事自らがコースをスキー場で滑走され、四国最長1,200mのロングコースを有するスキー場であることなど、その魅力をドラマ仕立てで発信していただいております。このように県を挙げて応援をいただいていることもあり、ソルファオダスキーゲレンデでは、1月15日現在、前年同時期比で32.8%増の4,398人の来場者を迎え、好調なスタートとなっております。これから先も様々な情報発信ツールを活用するとともに、小田深山担当の地域おこし協力隊と連携して魅力を醸成し、小田深山への誘客につなげたいと考えております。

スキー場のオープンにより、インバウンドを含む多くの観光客が内子町を訪れ、地域経済の活性化につながることを期待しておりますので、議員の皆さま方におかれましても、機会がございましたら、ぜひご家族やお知り合いなど、お誘い合わせのうえ、スキー場を訪れていただきますと幸いです。

さて、昨年末の12月17日、国では新たな経済対策の裏付けとなるおよそ13兆9,000億円の補正予算が成立いたしました。

補正予算の中では、物価高の克服への対応として、その影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業を実施するための「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加されております。今般の経済対策においては、物価高騰対策の早期執行が挙げられており、本町におきましても可能な限り早めの支援につながるよう、低所得世帯への負担の軽減を図るた

めの国の制度に基づく事業、つまり住民税非課税世帯への給付金給付及びこども加算給付に関する事業につきましては、1月7日に専決処分を行い、すでに事業に取り組んでいるところであり、後ほどご報告をさせていただきます。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための事業につきましては、経済対策に盛り込まれた施策を一刻も早く町民の皆さまへお届けできるよう、現在、予算化に向けて内容を検討しているところでございます。事業がまとまりましたら、改めて議会の方へご説明させていただく予定としております。

さて、本臨時会に、町長として提出いたします案件は、報告1件、議認1件、工事請負契約1件の合計3件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で招集あいさつを終わります。

日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

「日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第1号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） それでは、「報告第1号 専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1の1ページをお開きください。

今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、大瀬自治センター解体工事現場内で安全管理不足に起因する一般車両物損被害に伴うものでございます。

2ページをお開きください。

事故の概要でございます。この事故は、令和6年9月29日、日曜日、午前11時20分頃発生したものであり、大瀬自治センター解体工事現場内において、誤って進入した車両が雨水桝の鉄板蓋を跳ね上げ、当該車両の右側座席ドアに接触、損傷したものでございます。

本件につきましては、令和6年11月28日に町と相手方との間で示談書を取り交わさせていただき、正式に和解が成立したため、同日付けで町長の専決処分を行ったものでございます。

損害賠償の額は6万1,072円でございます。

今回の事故は、工事敷地内での一般車両による事故であり、町が敷地内での通行規制を行わなかったことが主たる原因であったと考えております。今後とも、現場状況の十分な把握に努め、適切な安全管理を施すとともに、日々の工事範囲内点検など一層の措置を行い、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第1号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 議認第1号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第6 議認第1号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第1号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したもののについて報告し承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは、「議認第1号 令和6年度内子町一般会計補正

予算（第6号）の専決処分の承認を求めること」につきましてご説明いたします。

本予算につきましては、期日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

議案書1の5ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出それぞれ9,654万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億2,234万1,000円と定めるものでございます。

11ページをお開きください。

歳入では、13款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,654万1,000円を計上しております。

続いて、12ページをお開きください。

歳出では、3款1項1目社会福祉総務費として、くらし応援給付金ほか9,654万1,000円を計上しております。

この補正予算は、低所得世帯支援枠として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加した国の補正予算が令和6年12月17日に成立したことを受け、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため給付金を支給するものでございます。

給付対象者は、令和6年12月13日の基準日において当町に住所を有する者で、令和6年度の個人住民税均等割非課税世帯となります。

給付額は1世帯あたり3万円で、当該世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、1人あたり2万円を加算いたします。

システム改修費、給付金などの経費につきまして、1月7日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、「議認第1号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第1号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 議案第1号 第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第1号 第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第1号 第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約」につきましては、1月10日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第1号 第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約について」 ご説明申し上げます。

議案書1の13ページをお開きください。

契約の目的でございますが、「第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は6億9,960万円で、契約の相手方は喜多郡内子町城廻472番地、株式会社山本建設代表取締役、長岡 健次でございます。

落札率につきましては、99.61%となっております。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和10年9月29日の予定でございます。

なお、予算に関しましては、令和6年度当初予算にて継続費の設定をしております。

次に、資料にて概要を説明させていただきます。

議案等説明資料2の1ページをご覧ください。

重要文化財内子座の施設概要ですが、資料左側の平面図のとおり、木造2階建て、延べ床面積は839.96㎡になります。

保存修理工事の内容は、大きく分けて保存修理工事と耐震補強工事となります。

まず、保存修理工事の内容ですが、資料上部の赤枠の記載のとおり、仮設工事と修理工事になります。

仮設工事の内容についてですが、まず内子座の外部及び内部に工事用の足場を設置いたします。建物上部には建物内部が濡れないよう素屋根を設置して内子座全体をメッシュシートで覆います。こちらは資料の右下の図をご参照ください。

また、内子座の材を保管するための保存小屋を設置いたします。

以上が、仮設工事の内容になります。また仮設工事にはそれらの撤去費も含まれております。

次に、修理工事の内容といたしましては、木部、屋根、建具、壁のそれぞれの部位に対して修理を行います。特に、屋根につきましては瓦の傷み具合がひどいため、約8割程度を新しくする予定となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。

耐震補強工事の内容ですが、資料の左側上部の赤枠の記載のとおり、基礎、壁、床、屋根のそれぞれの部位に対して補強を加えてまいります。

まず、基礎につきましては、既存の基礎を補強いたします。

壁につきましては、既存の土壁の中にポリカーボネート板を取りつけ、補強をします。この板を取りつける場所としては、資料の中心にある図面の赤で示した部分になります。なお、壁内部に補強材を設置することにより、内子座内部の空間を保つことができますとともに、仕上げは現在と同じように漆喰で仕上げていき、改修後も現在とは見た目が変わらないようにしてまいります。

続いて、床は2階の床面に水平ブレースを設置、屋根は野地板の上部に構造用合板を設置し、補強してまいります。これらの設置場所は資料右側の図をご覧ください。それぞれ全面に設置していくことになりますが、壁と同様、見た目は変わらない耐震補強の工法となっております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） 1点、質問をさせていただきます。今までも町の施設を新築及び改修をする場合においては、建物の工事と設備工事と別で入札の実施をされて、同時に取り組みを始められてきたように思います。また、そうしなければ、こういう工事には関連性が大きいので、当然の対応であるというふうに認識をしておるんですが、今回は先に建物の入札をして、設備については、今後、設計をして取り組んでいくという事前のご説明をいただいたわけですが、なぜそういう取り組み方をされるのか質問をしたいと思います。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） これ大変大きな工事になっております。今、建物設

備に仮設工事等、修理の含めてですね、まずこちらの方をしっかりとされたなかで、後ほどいろんなところを検討しながらですね、また設備の方については今年度ですね、実施設計を組みながらやっていくというような工法になっておると伺っております。

以上です。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） そういう考え方で取組まれるとなれば、今後、設備関係の設計をする場合には、この建物の設計をされた業者でないと内容が把握を十分にできないと思うんですが、今後の設計においては、もう随意的な発注を考えておられるのか。どういう進め方を考えておられるのか質問をしたいと思います。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） ご質問の内容につきましてはですね、今後、検討されるということで、実際どうしていくかということは、今のところ決定はいたしておりません。ただ、この設計工事をやったなかで、設備についてもですね、当然これはマッチしたものでなければならないというふうに考えております。そこらあたりは連携をとりながらやっていくものであろうというふうに考えております。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 1点。先の全協で説明をしていただいたときに、継続費で予算を作っております。そして、継続費の合計と今度の建物耐震、補強の関係の差額あたりが設備費になるというような理解をしとったのでよろしいのでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） これにつきましては、設備の方には、先程、継続費に9億3,100万円ということの総額を言っておりましたけれども、この中には設備の方の金額については入っておりませんので、別ということでご理解をいただいたらと思います。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 今回のが、6億9,960万円の予算が議会に提示をされております。それで、継続費で提示をされていると認めたのが、計算が違ってなかったらですけど、令和6年度を除いて8億7,886万7,000円。そして、これが建設だけなら、落札率が99.61%ということだったら、ちょっと数字的に合わない。だから、継続費の中に設備費も含まれているんじゃないかというふうな形にとれるんですけど。それをちょっと質

問しとったらと。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 先程の継続費の合計の中にはですね、今年度、設計及び管理料が入っておりますので、この分については、今回は工事請負ということですので、その差の分が設計及び管理料になろうかと思います。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） そうすれば、これ工事が済んだ後に設備は設備で別ということであつたんで。説明で。設備はまた工事の状況を見て、そのときにまた議会に予算を計上していくというような形になるんですか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 設備については、また実施設計ができておりませんので、金額は提示することができませんので、後年度になろうかと思います。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） だから、設備については別個、また予算が確定したら議会の方に提示をしていくというのですかと聞きよるんです。「そうです。」って答えていただければ。その予算を計上して、予算を認めないといけない。その金額が大きかったら。そういうことになるので、別の機会。そのある程度、計画が進んで工事費が決まった段階で議会の方に上程してというふうな考え方でいいんですよね。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） そのとおりです。

○議長（久保美博君） 他、ありませんでしょうか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第1号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。よって、本日の会議を

閉じます。

ここで、小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案につきまして、慎重審議のうえ、全議案をお認めいただき誠にありがとうございました。それぞれの審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、招集あいさつでも申し上げましたとおり、今後、物価高克服への対応として、国の補正予算で追加となった「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための事業を実施していく予定でございます。物価高の影響を受けた住民の暮らしを守るため、できるだけ早急に執行してまいりたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和7年1月第143回内子町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第143回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）	R7.1.17	R7.1.17	受理
議認 1	令和6年度内子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて	R7.1.17	R7.1.17	承認
議案 1	第113号 重要文化財内子座保存修理工事に係る工事請負契約について	R7.1.17	R7.1.17	原案可決